

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局官報
目次

政令

告示

- とうもろこし等の関税割当制度に関する省令及び経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五）

官庁事項	
〔官庁報告〕	
指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の廃止に係る公示	（国土交通省）
○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（法務一五）	労働

- 原戸籍が滅失した件（法務一五）
- 原戸籍の一部が滅失した件（同一六）
- 除籍の一部が滅失した件（同一七）
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器の一部を改正する件（厚生労働二二）

- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（三四）
- 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（三五）

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（三六）

- 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（三七）

- 商品先物取引法第二百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可を行つた件（経済産業一三）

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつた件（環境二）

- 道路に関する件（東北地方整備局八、九）

- 道路に関する件（関東地方整備局二五、二六）

- 道路に関する件（四国地方整備局五、七）

- 道路に関する件（北海道開発局九）

- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一）

省令

〔国会事項〕

〔人事異動〕

- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七）

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

二

七

七

四 三

三

次に掲げる物を劇物から除外することとした。
（第二条第一項関係）

○・五パーセント以下を含有するものを除く。

五パーセント以下を含有するものを除く。

合石セイセキ、カルボン酸カルボンサク五ゴパーセント以下シヨウを含有するものを除く。

た。(第二条第一項関係)

(一) 次に掲げる物を劇物に指定することとした。
〔(二)カルボキシラートフエニル〕 チオ」(エ
チル) 水銀ナトリウム(別名チメロサール)
○・一パーセント以下を含有する製剤
(二) 二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メ
チルベンジル」(乙) 1-(1-R₂S-3RS)-1-

トリニ「一・五バーセント以下を含有する製剤。ただし、二・三・五・六・テトラフルオロ一四一メチルベンジル」(Z)ー(一R S・三R S)ー三ー(二ークロロー三・三・三ートリフルオローープロペニル)ー二・二ージメチルシクロブロパンカルボキシラート〇・五バーセント以下を含有するものを除く。

(二) チルベンジル (Z)-1-(RS-三RS)-
二-三-五-六-1-テトラフルオロ-1-メ
チルベンジル (Z)-1-(RS-三RS)-
三-1-(1-クロロ-1-三-三-三-トリフルオ
ロ-1-プロペニル)-1-2-2-ジメチルシ
クロプロパンカルボキシラート (別名テフル
オロ-1-プロペニル-2-2-ジメチルシクロ
プロパンカルボキシラート)

二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メ

4 この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けよう。

5 この政令は、令和四年二月一日から施行することとした。ただし、3については、公布から施行することとした。

正

全

政令第三十四

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令第一号、第九条の十三第一項並びに第三十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。
第十一条第二項中「獵銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における」及び「の加盟地方団体」を削る。
第十三条第二項中「法第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における」及び「の加盟地方団体」を削る。
第二十八条第二項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」を「日本スポーツ協会」に改め、同項各号を削る。

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

経過措置

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一項第二項、第十三項第二項又は第二十八条第二項第一号に規定する日本スポーツ協会の加盟地方団体から銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第一号若しくは第三項第一号又は第九条の十三第一項の規定による推薦(以下この項において単に「推薦」という。)をされている者は、それぞれ、この政令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一項第二項、第十三項第二項又は第二十八条第二項に規定する日本スポーツ協会から推薦をされた者とみなす。

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名
御璽

令和四年一月二十八日

内閣總理大臣 岸田 文雄

政令第三十五号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三条第三項第二号ハ、第二十九条の四の二第十項及び第二十九条の四の三第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)
 第三条 第二条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条
 第二項第一号の規定は、施行日以後に開始する取得勧誘(金融商品取引法(次条において「法」という。)第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した取得勧誘については、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第二条第五項第三号及び第九条の二第三号、第四条の規定による改正後の外債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第一条の二第一号の二並びに第五条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二条第二号の規定は、施行日以後に開始する有価証券(法第四条第一項に規定する有価証券の募集をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した有価証券の募集については、なお従前の例による。

第五条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後に入た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府令・省令

<p>○厚生労働省令第一号</p> <p>独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第三十九条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成二十七年厚生労働省令第四号)の一部を次の表のように改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">改</td> <td style="width: 50%;">正</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td></td> </tr> </table> <p>(会計監査報告の作成)</p>	改	正	後		<p>○厚生労働省令第一号</p> <p>独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成二十七年厚生労働省令第四号)の一部を次の表のように改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">改</td> <td style="width: 50%;">正</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>前</td> </tr> </table> <p>(会計監査報告の作成)</p>	改	正	後	前
改	正								
後									
改	正								
後	前								
<p>○厚生労働省令第一号</p> <p>独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成二十七年厚生労働省令第四号)の一部を次の表のように改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">改</td> <td style="width: 50%;">正</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td></td> </tr> </table> <p>(会計監査報告の作成)</p>	改	正	後		<p>○厚生労働省令第一号</p> <p>独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成二十七年厚生労働省令第四号)の一部を次の表のように改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">改</td> <td style="width: 50%;">正</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>前</td> </tr> </table> <p>(会計監査報告の作成)</p>	改	正	後	前
改	正								
後									
改	正								
後	前								
<p>○厚生労働省令第一号</p> <p>独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成二十七年厚生労働省令第四号)の一部を次の表のように改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">改</td> <td style="width: 50%;">正</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td></td> </tr> </table> <p>(会計監査報告の作成)</p>	改	正	後		<p>○厚生労働省令第一号</p> <p>独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成二十七年厚生労働省令第四号)の一部を次の表のように改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">改</td> <td style="width: 50%;">正</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>前</td> </tr> </table> <p>(会計監査報告の作成)</p>	改	正	後	前
改	正								
後									
改	正								
後	前								

<p>○厚生労働省令第十七号</p> <p>毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(令和四年一月二十八日厚生労働大臣後藤茂之)の一部を次の表のように改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">改</td> <td style="width: 50%;">正</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td></td> </tr> </table> <p>(会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一、二、三 (略)</p> <p>(新設)</p>	改	正	後		<p>○厚生労働省令第十七号</p> <p>毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(令和四年一月二十八日厚生労働大臣後藤茂之)の一部を次の表のように改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">改</td> <td style="width: 50%;">正</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td></td> </tr> </table> <p>(会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一、二、三 (略)</p> <p>(新設)</p>	改	正	後	
改	正								
後									
改	正								
後									

<p>五 (七) (略)</p> <p>この命令は、公布の日から施行する。</p> <p>(会計監査報告に係る経過措置)</p> <p>この命令による改正後の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第十八条第三項又は第四項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計監査報告については、なお従前の例による。</p>	<p>四 (六) (略)</p> <p>この命令は、公布の日から施行する。</p> <p>(会計監査報告に係る経過措置)</p> <p>この命令による改正後の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第十八条第三項又は第四項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計監査報告については、なお従前の例による。</p>
<p>五 (七) (略)</p> <p>この命令は、公布の日から施行する。</p> <p>(会計監査報告に係る経過措置)</p> <p>この命令による改正後の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第十八条第三項又は第四項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計監査報告については、なお従前の例による。</p>	<p>四 (六) (略)</p> <p>この命令は、公布の日から施行する。</p> <p>(会計監査報告に係る経過措置)</p> <p>この命令による改正後の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第十八条第三項又は第四項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計監査報告については、なお従前の例による。</p>

ロー四一メチルベンジル＝(Z)－(一
R S・三 R S)－三一(二一クロロ一
三・三・三一トリフルオロ一ープロ
ペニル)－二・二一ジメチルシクロブ
ロパンカルボキシラート一・五%以
下を含有するものを除く。

ロ一四一メチルベンジル＝(乙)一(二
RS・三RS)一三一(二一クロロ一
三・三・三一トリフォルオロ一一プロ
ペニル)一二・二一ジメチルシクロブ
ロパンカルボキシラート〇・五%以下
を含有するものを除く。

第四条 令第二条第二項の規定により割当を受けた者がその割当数量（この条の規定により分割された割当数量を含む。）を分割し、その分割した数量に応じて証明書（この条の規定により分割された証明書を含む。以下同じ。）の分割を申請しようとする

(証明書の分割)
第四条 令第一条第二項の規定により割当てを受けた者がその割当数量（この条の規定により分割された割当数量を含む。）を分割し、その分割した数量に応じて証明書（二）の条の規定により分割された証明書を含む。（以下同じ。）の分割を申請しようとする

改	正	後	改	正	前
(関税割当申請書)			(関税割当申請書)		
第一 条 関税割当制度に関する政令 (以下「 <u>令</u> 」という。) 第二条第一項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は二通とする。			第一 条 関税割当制度に関する政令 (以下「 <u>令</u> 」という。) 第二条第一項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は二通とする。		